

# 松山空港事務所からのお知らせ

松山空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域（右の図の区域）を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限（進入表面・転移表面・水平表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面）を設けています。この表面を「制限表面」といい、制限表面を突出する物件等を設置することは法律（航空法第49条）で原則禁止されております。

対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前にインターネット上（下記URL）の「松山空港高さ制限回答システム」において、高さ制限を突出していないかご確認をお願いいたします。

## 「松山空港高さ制限回答システム」

<https://secure.kix-ap.ne.jp/matsuyama-airport/>

なお、物件等には、建物（アンテナ・避雷針など屋上に付随する突起物を含みます）・工事用のクレーン・看板・電線・電信柱、あるいは上空に浮揚するアドバルーンや無人航空機（ドローン・ラジコン機等）も該当します。

また、制限表面の種類が進入表面、延長進入表面、転移表面又は水平表面となっている区域、もしくはそれらの制限表面に近接している区域において、物件等の設置（例：建物の新築・建て替え・改築、またそれに伴う工事等）を予定されている場合は、高さにかかる詳細なご説明をさせていただきますので、松山空港事務所までご連絡ください。

航空の安全確保を図るため、みなさまのご理解とご協力をお願い致します。詳しくは、下記の松山空港事務所まで、どなたでもお気軽にお問い合わせ下さい。

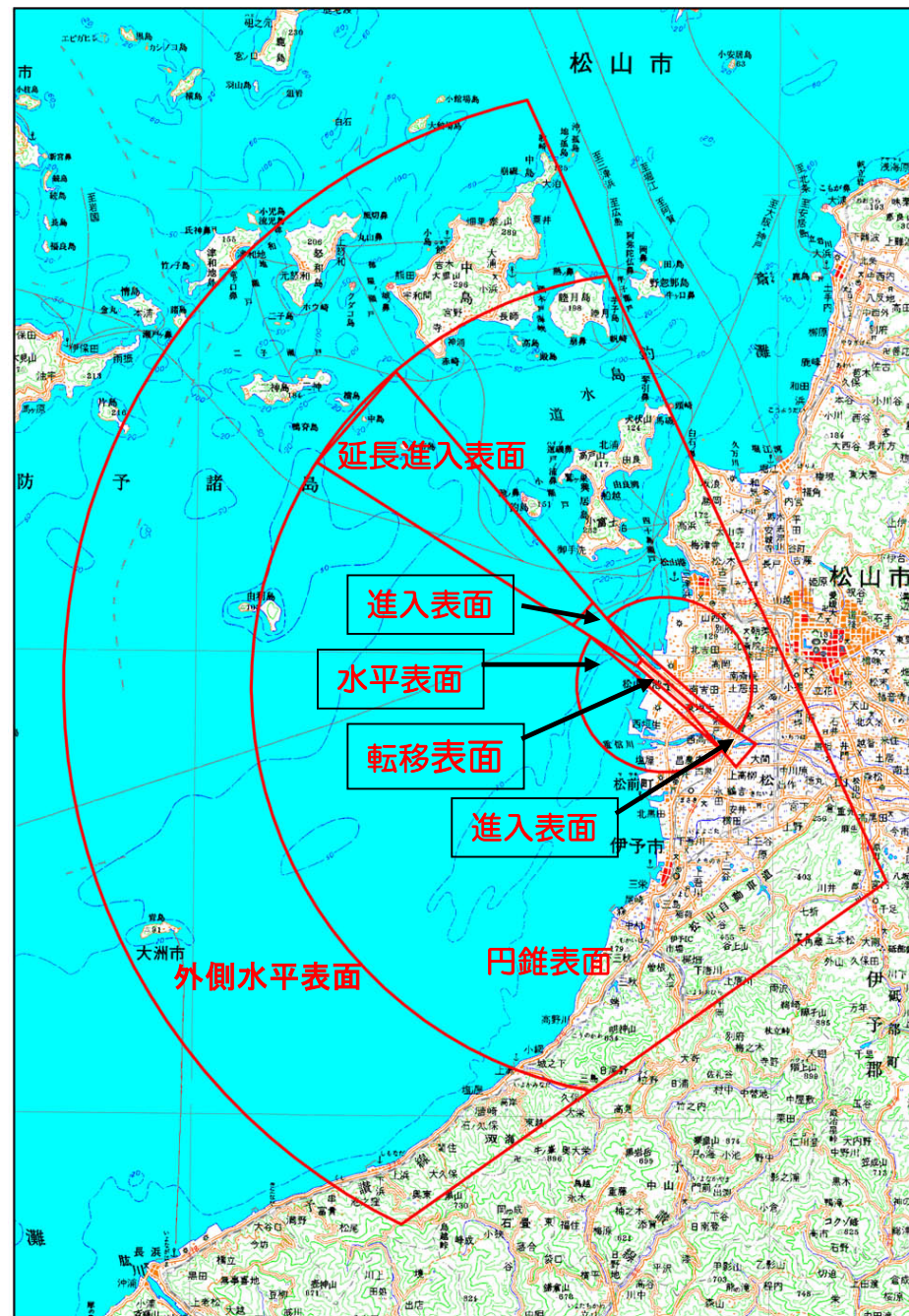
## ※ お問い合わせ先

国土交通省 大阪航空局 松山空港事務所

TEL 089-972-0319

FAX 089-973-1056

松山空港の制限表面区域図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平成18総復、第819号）」